

『民法(全)』
 (ISBN 978-4-641-13766-0)
 初版第1刷正誤表

2017年8月25日

初版第1刷該当頁	行	初版第1刷の記述	修正後の記述(文章中の変更は赤字)
218	7行目(2つめの▶)	債権執行(強制競売)	不動産執行(強制執行)
252	8行目以下	各期の法定利率は、法定利率に変更があった期のうち直近のもの(「直近変更期」。当該変更がない場合にあっては、改正法の施行時の期)の「基準割合」と当期の「基準割合」との差に相当する割合(当該割合に1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる)を、直近変更期の法定利率に加算し、または減算した割合とする(同条4項)。	各期の法定利率は、法定利率に変更があった期のうち直近のもの(「直近変更期」, 条文上の「直近変動期」)。当該変更がない場合にあっては、改正法の施行時の期)の「基準割合」と当期の「基準割合」との差に相当する割合(当該割合に1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる)を、直近変更期の法定利率に加算し、または減算した割合とする(同条4項)。
547	一番下の▶の記述	離婚の意思がないか、または翻意したにもかかわらず、相手方が離婚届を出しそうな場合、他人が勝手に婚姻届を出しそうな場合、その他の創設的届出一般について、戸籍法上の届出の受理を防ぐために、民事局長通達により不受理申出制度が認められている。不受理の申出は、相手方のあるすべての創設的届出について認められるもので、文書により申し出られるべきものとされ、その有効期間は6か月以内である(事情により再度の提出も可能)。この期間中に届出が受理されても、届出時にその意思がないと認められるときは、届出は無効として処理される。	離婚の意思がないか、または翻意したにもかかわらず、相手方が離婚届を出しそうな場合、他人が勝手に婚姻届を出しそうな場合、その他の創設的届出一般について、届出の受理を防ぐために、 戸籍法27条の2第3項 により不受理申出制度が認められている。不受理の申出は、相手方のあるすべての創設的届出について認められるもので、文書により申し出られるべきものとされ(戸籍法施行規則53条の4第2項)、 取り下げられない限り有効である 。この期間中に届出が受理されても、届出時にその意思がないと認められるときは、届出は無効として処理される。